

大田区SDG s 認定制度実施要綱

令和6年8月15日6企企発第10397号区長決定

改正 令和7年3月17日6企企発第10745号区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、大田区SDG s 認定制度（以下「認定制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 大田区内に本社（本店）、支社（支店）、営業所等の事業所を有し、区内において事業活動を行う法人、個人事業主又は団体をいう。
- (2) SDG s 平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標をいう。

(趣旨)

第3条 認定制度は、SDG s の理念を尊重し、達成に向けて取り組む事業者を「見える化」することで、更なる取組の推進を促し、公民一体となってSDG s を推進することにより、持続可能な地域社会の実現を目指すものである。

(制度内容)

第4条 認定制度は、「SDG s おおたスカイパートナー制度」及び「SDG s おおたゴールドスカイパートナー制度」の2段階とする。

2 SDG s おおたスカイパートナー制度の認定事業者を「SDG s おおたスカイパートナー」（以下「スカイパートナー」という。）と、SDG s おおたゴールドスカイパートナー制度の認定事業者を「SDG s おおたゴールドスカイパートナー」（以下「ゴールドスカイパートナー」という。）と呼称する。

(申請要件)

第5条 認定制度の対象となる事業者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 法人事業税及び法人都民税（個人については個人事業税及び市区町村民税・都道府県民税）の滞納がないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団その他反社会的団体ではない、又はこれらとは関係していないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当又は類似する事業者その他区長が公序良俗に反すると認める事業者ではないこと。
- (4) 申請時から過去3年間に亘って、事業又は活動に関して法令等に違反し、国又は地方公共団体から行政処分を受けていないこと。
- (5) 認定制度の申請内容に虚偽記載があった場合は、認定が取り消される場合があることを承諾すること。
- (6) SDG s おおたスカイパートナー制度及びSDG s おおたゴールドスカイパートナー制

度に認定された場合、第19条に規定する事項が区のホームページ、SNS等において公表されることを承諾すること。

- (7) その他関係法令等に違反する重大な事実がないこと又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される事由がないこと。

(スカイパートナーの申請)

第6条 SDGs おおたスカイパートナー制度の申請をする事業者（以下「スカイパートナー申請事業者」という。）は、区長が定める期間内に、次に掲げる様式等を提出しなければならない。

- (1) 大田区SDGs 認定制度申請書（第1号様式）
- (2) SDGs おおたスカイパートナー宣言書（第2号様式）
- (3) その他区長が必要と認める書類

(ゴールドスカイパートナーの申請)

第7条 SDGs おおたゴールドスカイパートナー制度の申請をする事業者（以下「ゴールドスカイパートナー申請事業者」という。）は、区長が定める期間内に、次に掲げる様式等を提出しなければならない。

- (1) 大田区SDGs 認定制度申請書（第1号様式）
- (2) SDGs おおたゴールドスカイパートナー宣言書（第3号様式）
- (3) SDGs おおたゴールドスカイパートナー認定要件チェックリスト（第4号様式）
- (4) その他区長が必要と認める書類

(スカイパートナー認定基準)

第8条 SDGs おおたスカイパートナー制度の認定は、提出された第6条各号に掲げる書類に基づき、SDGs の達成に向けて取り組む意思を区長が確認することにより行うものとする。

(ゴールドスカイパートナー認定基準)

第9条 SDGs おおたゴールドスカイパートナー制度の認定は、提出された第7条各号に掲げる書類に基づき、次に掲げる要件の全てを満たすものについて区長が行うものとする。

- (1) SDGs おおたゴールドスカイパートナー認定要件チェックリストの合計点が60点以上であること。ただし、従業員（構成員を含む。）がいない事業者は、48点以上であること。
- (2) 経済分野、社会分野及び環境分野の点数が各8点以上であること。ただし、従業員（構成員を含む。）がいない事業者は、経済分野及び環境分野は各8点以上、社会分野は4点以上であること。

(認定の通知)

第10条 区長は、認定の可否を決定したときは、スカイパートナー申請事業者又はゴールドスカイパートナー申請事業者に対し、その結果を通知するものとする。

- 2 区長は、スカイパートナーに対し、SDGs おおたスカイパートナー認定証（第5号様式）を交付するものとする。

- 3 区長は、ゴールドスカイパートナーに対し、SDGs おおたゴールドスカイパートナー認定証（第6号様式）を交付するものとする。

(認定の有効期間)

第11条 認定の有効期間は、認定日から起算して3年間とする。

(スカイパートナー認定の更新)

第12条 前条の規定により認定の有効期間が満了する場合において、継続して認定を受けようとするスカイパートナーは、第6条に定める様式等を、区長が定める期間内に提出することにより区長に申請しなければならない。

2 第8条、第10条及び第11条の規定は、前項による認定の更新について準用する。

(ゴールドスカイパートナー認定の更新)

第13条 第11条の規定により認定の有効期間が満了する場合において、継続して認定を受けようとするゴールドスカイパートナーは、第7条に定める様式等を、区長が定める期間内に提出することにより区長に申請しなければならない。

2 第9条から第11条までの規定は、前項による認定の更新について準用する。

(認定の変更)

第14条 スカイパートナー及びゴールドスカイパートナーは、認定の期間内に申請内容に変更があった場合は、次に掲げる様式等を提出することにより区長に届け出なければならない。ただし、区長が認める軽微な変更の場合は除くこととする。

(1) 大田区SDGs認定制度変更届出書(第7号様式)

(2) 第6条各号又は第7条各号に掲げる書類のうち、申請内容に変更があった書類

(3) その他区長が必要と認める書類

(ゴールドスカイパートナー認定後の活動報告)

第15条 ゴールドスカイパートナーは、認定を受けた日以後の最初の4月1日以降、区長が定める期間内に、前年度に行ったSDGsの取組等について、SDGsおおたゴールドスカイパートナー宣言書(第3号様式)に進捗報告を記入し、区長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により期間内に提出できない場合にあっては、別に区長が定める期日までにこれを行うものとする。

(認定の辞退)

第16条 スカイパートナー及びゴールドスカイパートナーは、第5条に規定する要件を満たさなくなったとき又は認定を継続する意思がないときは、大田区SDGs認定制度辞退届出書(第8号様式)により区長に届け出るとともに、SDGsおおたスカイパートナー認定証(第5号様式)又はSDGsおおたゴールドスカイパートナー認定証(第6号様式)を区長に返還しなければならない。

(認定の取消)

第17条 区長は、スカイパートナー及びゴールドスカイパートナーが第5条に規定する要件を満たさないことが明らかになったとき又はスカイパートナー及びゴールドスカイパートナーとして適当でないと認めるときは、認定を取り消すことができる。

(申請事業者及び認定事業者に対する調査等)

第18条 区長は、第5条から第9条まで、第12条から第15条までの規定により提出された書類の内容確認のため、必要に応じてスカイパートナー申請事業者、ゴールドスカイパートナー申請事業者、スカイパートナー及びゴールドスカイパートナーに対し、聞き取り及び現地調査を実施するほか、書面等の提出を求めることができるものとする。

(公表)

第19条 区長は、スカイパートナー及びゴールドスカイパートナーについて、事業者概要、事業者ロゴ、認定の事実、取組状況等を公表することができるものとする。

(ゴールドスカイパートナーに対する支援)

第20条 区長は、ゴールドスカイパートナーに対し、必要と認める支援を行うものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企画経営部長が定める。

付 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。